

赴任に伴う旅費の支給について

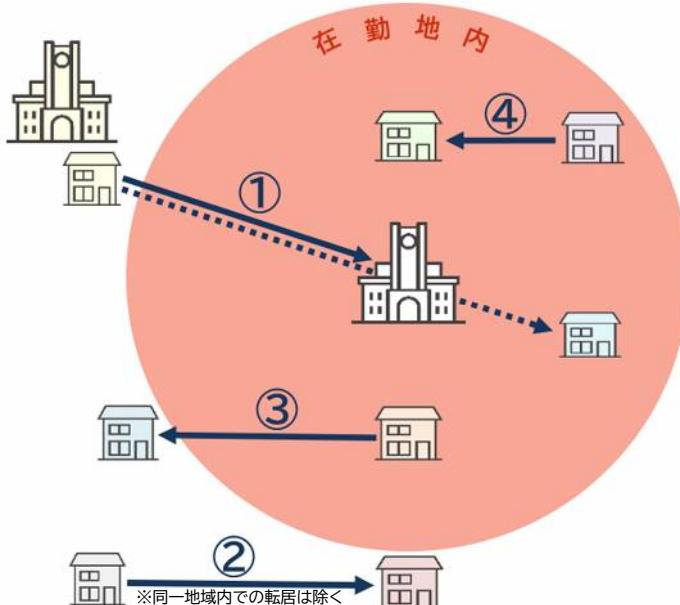
採用または異動に伴い、住所または居所を移転した場合には、本学旅費規則に基づき、赴任に伴う旅費(以下「赴任旅費」)が支給されます。

赴任旅費は、以下の【条件1】及び【条件2】に該当している場合にのみ支給されますので、条件に当てはまるかご確認のうえ、必要書類を提出してください。

条件1 赴任のために転居(引越)をし、以下の転居パターン①または②に当てはまる

条件2 採用日前日まで群馬大学の非常勤職員(学生アルバイトや非常勤講師等、本学が本務先ではない場合は除く)として勤務しておらず、このたび常勤職員として採用された。

転居パターン



①「在勤地として指定する地域外」から
「在勤地として指定する地域」への転居

②「在勤地として指定する地域外」から
「在勤地として指定する地域外」への転居

⇒ **条件2 を満たしていれば支給**

赴任旅費の移転料は、1)旧在勤地から新在勤地、2)旧在勤地から新居住地、3)旧居住地から新在勤地、4)旧居住地から新居住地までの距離を比較し、最も経済的な方法で計算しています。①の場合、3)の距離が1番短いため、旧居住地から新在勤地までの距離で移転料を計算することになります。

③「在勤地として指定する地域」から
「在勤地として指定する地域外」への転居

④「在勤地として指定する地域内」での転居

⇒ **支給対象外**

なお、「在勤地として指定する地域」は、下表のとおり、事業場(荒牧、昭和・若宮・上沖、桐生)ごとに異なります。

事業場	在勤地として指定する地域
荒牧事業場	<p>○前橋市のうち次の地域を除く地域 朝倉町、天川大島町、新井町、荒子町、荒口町、飯土井町、泉沢町、今井町、筑井町、江木町、女屋町、金丸町、上大島町、上佐鳥町、上長磯町、上増田町、亀泉町、亀里町、川曲町、公田町、後閑町、小島田町、駒形町、小屋原町、山王町、下阿内町、下大島町、下大屋町、下川町、下佐鳥町、下新田町、下長磯町、下増田町、鶴光路町、堤町、稻荷新田町、徳丸町、富田町、中内町、新堀町、西大室町、西善町、二之宮町、櫻島町、野中町、東上野町、東大室町、東善町、広瀬町、房丸町、堀之下町、宮地町、横手町、力丸町、鶴が谷町、大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町、鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町、粕川町、富士見町赤城山</p> <p>○高崎市 小八木町、正觀寺町、新保田中町、中尾町、日高町、足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稻荷台町、中泉町、中里町、西国分町、東国分町、引間町、冷水町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町、箕郷町生原、箕郷町柏木沢</p>

	<p>○渋川市 有馬、石原、中村、半田、行幸田、八木原 渋川のうちで次の地域 通称 大崎、下郷、下之町、新町、辰巳町、長塚町、南町 北橘町のうち次の地域<u>を除く</u>地域 北橘町赤城山</p> <p>○吉岡町のうち次の地域<u>を除く</u>地域 上野田のうち上の原、南開</p> <p>○榛東村のうち次の地域<u>を除く</u>地域 上野原、新井のうち桃泉</p>
昭和事業場 若宮事業場 上沖事業場	<p>○前橋市のうち次の地域<u>を除く</u>地域 新井町、飯土井町、上増田町、駒形町、下阿内町、下増田町、徳丸町、新堀町、西大室町、二之宮町、東大室町、力丸町、東善町、東金丸町、市之関町、粕川町、富士見町山口、富士見町赤城山</p> <p>○高崎市 井野町、大沢町、大八木町、貝沢町、京目町、小八木町、島野町、宿大類町、宿横手町、正觀寺町、新保田中町、新保町、問屋町、中尾町、西島町、西横手町、萩原町、浜尻町、日高町、緑町、元島名町、矢島町、東貝沢町、足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稻荷台町、中泉町、中里町、西国分町、東国分町、引間町、冷水町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町、箕郷町柏木沢</p> <p>○渋川市 半田、八木原、北橘町箱田、北橘町下箱田、北橘町真壁</p> <p>○吉岡町のうち次の地域<u>を除く</u>地域 小倉 上野田のうち上の原、南開、森田町、原沢町</p> <p>○榛東村 新井のうち 堀之内、貝戸、今井、下新井、笠熊 長岡のうち 富沢 広馬場のうち 八之海道、宮室、下の前 山子田のうち 倉海戸、川端、新保、御堀宿</p>
桐生事業場	<p>○桐生市のうち次の地域<u>を除く</u>地域 梅田5丁目、黒保根町、新里町赤城山、新里町板橋、新里町関、新里町高泉、新里町大久保、新里町奥沢、新里町鶴ヶ谷、新里町山上、新里町小林、新里町武井、新里町野</p> <p>○みどり市のうち次の地域<u>を除く</u>地域 大間々町塩沢、大間々町塩原、大間々町上神梅、大間々町下神梅、東町</p> <p>○太田市 北長岡町、藪塚町</p> <p>○足利市 栗谷町、板倉町、小俣町、小俣南町、葉鹿町、松田町</p>
太田事業場	<p>○太田市のうち次の地域<u>を除く</u>地域 出塚町、大久保町、大原町、小角田町、世良田町、徳川町、新田大町、新田大根町、新田嘉祢町、新田上田中町、新田上中町、新田権右衛門町、新田下田中町、新田高尾町、新田多村新田町、新田溜池町、新田萩町、新田花香塚町、新田早川町、藪塚町、山ノ神町、六千石町</p> <p>○邑楽町 秋妻、石打、藤川</p> <p>○大泉町</p> <p>○足利市 朝倉町、荒金町、新宿町、今福町、大前町、鹿島町、借宿町、栄町、里矢場町、島田町、田中町、通、巴町、中川町、西新井町、西宮町、福居町、藤本町、堀込町、緑町、南大町、南町、百頭町、八幡町、雪輪町、五十部町</p>

赴任旅費の内訳

移転を伴う場合の赴任旅費として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料等が本学旅費規則に基づき支給されます。交通手段及び経路を選定する際には、合理性及び経済性を考慮して選定してください。

以下は、主な旅費の種類の説明となります。抜粋した内容となっていますので、さらに細かく確認したい場合は、本学旅費規則をご覧ください。

国立大学法人群馬大学
教職員等旅費規則



鉄道賃

鉄道賃の額は、**旅客運賃、急行料金、座席指定料金及び特別車料金**によります。

～急行料金は以下の(1)～(4)のいずれかに該当する場合のみ支給します～

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行での片道の一の区間が 100 km以上のもの
- (2) 平成 22 年 11 月 4 日付け財務省主計局長通知「片道100キロメートル未満の区間の鉄道旅行における特別急行料金等の支給について」により規定されている区間(途中駅で乗下車する場合を除く)

(参考)該当区間一部抜粋

東京～熊谷	東京～本庄早稲田	東部動物公園～新桐生	大宮～本庄早稲田
大宮～高崎	久喜～新桐生	佐久平～高崎	

(3) 安中榛名駅から軽井沢駅までの区間を含む特別急行列車の区間

(4) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道の一の区間が 50 km以上のもの

～座席指定料金は以下の(1)～(2)のいずれかに該当する場合のみ支給します～

- (1) 特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行での片道の一の区間が 100 km以上のもの
- (2) 平成 22 年 11 月 4 日付け財務省主計局長通知「片道100キロメートル未満の区間の鉄道旅行における特別急行料金等の支給について」により規定されている区間(途中駅で乗下車する場合を除く)

×東京駅から高崎駅までの区間及び東京駅から小山駅までの区間で乗降車する場合、座席指定料金は支給できません。

船賃・航空賃

船賃及び航空賃は、船及び航空機の利用が最も経済的かつ通常の経路である場合に、実費額(発券手数料、手荷物料金等を含む)により支給します。ただし、旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する旅行の場合には、原則、最下級の旅客運賃となります。

～海外から赴任する場合～

- ※ 本学が外国からの赴任と認める場合に限ります。また、前機関等から帰国情費が支払われている場合は、支給対象外となります。
- ※ 職員本人が支払いを負担していない場合(マイレージ利用等)は支給対象外ですのでご注意ください。

車賃

自家用車で移動した場合は、有料道路代等の実費額に加えて、走行距離1km当たり10円を支給します。
※ 赴任に関係のない経路部分については支給できません。

移転料

移転料は、赴任に伴う居住地の移転が行われた場合に支給される旅費(いわゆる引越代)で、距離区分に応じた定額を支給します。

区分	支給額	
	単身の場合	扶養親族を随伴した場合
国内	50km未満	49,500円
	50km以上100km未満	57,000円
	100km以上300km未満	70,500円
	300km以上500km未満	87,000円
	500km以上1,000km未満	115,500円
	1,000km以上1,500km未満	121,000円
	1,500km以上2,000km未満	129,500円
	2,000km以上	150,500円
扶養親族を随伴した場合	99,000円	114,000円
141,000円	174,000円	231,000円
242,000円	259,000円	301,000円

区分	支給額	
	単身の場合	扶養親族を随伴した場合
国外	1,000km未満	105,500円
	1,000km以上1,500km未満	132,500円
	1,500km以上2,000km未満	167,000円
	2,000km以上5,000km未満	205,000円
	5,000km以上10,000km未満	226,000円
	10,000km以上15,000km未満	246,500円
	15,000km以上20,000km未満	267,000円
	20,000km以上	288,500円
扶養親族を随伴した場合	211,000円	265,000円
334,000円	410,000円	452,000円
493,000円	534,000円	577,000円

着後手当

着後手当は、新居住地に到着後の諸雑費に充てるための旅費であり、日当及び宿泊料を基準に定額を支給します。

区分	支給額	
	在勤地到着後、直ちに教職員宿舎または自宅に入居する場合	それ以外
役員等	34,000円	85,000円
教職員	25,600円	64,000円

赴任旅費支給例(概算)

以下は、あくまでも一例となります。交通手段、予約時期、扶養親族の随伴の有無等によって異なりますので、参考程度にご覧ください。

例1) 東京都23区内 → 群馬大学荒牧キャンパス(概算)

	単身の場合	配偶者を随伴する場合
移 転 料	70,500 円	141,000 円
着後手当	25,600 円	42,666 円
日 当	2,300 円	3,833 円
鉄 道 賃	4,490 円	8,980 円
合 計	102,890 円	196,479 円

例2) フランス → 群馬大学荒牧キャンパス(概算)

	単身の場合
移 転 料	246,500 円
着後手当	64,000 円
日 当	9,700 円
航 空 賃	73,271 円 (R4 実績で試算)
鉄道賃 他	8,675 円
合 計	402,146 円

赴任旅費の支給にあたり提出が必要となる書類

【必ず提出する書類】

- 旅行命令伺(採用後に配布します)
- 住民票の写し(「世帯全員、続柄記載、マイナンバーなし」のもの)

【状況に応じて必要な書類】

(1)住民票記載内容と実態が異なる事情がある場合、家族の移転が遅れる場合など

- 申立書(採用後に記載例をお渡します)

(2)国内で航空機を利用した場合

- 航空券購入時の領収書
- 搭乗の証明となる書類(搭乗券の半券または搭乗証明書等)
- 等級が確認できる書類

(3)車を利用した場合

- 高速道路の利用した日時・区間・料金が確認できる書類(領収書、ETC 利用明細書、クレジットカードの利用明細等)

(4)船を利用した場合

- 乗船券購入時の領収書
- 等級が確認できる書類

(5)外国からの赴任の場合

- 航空券購入時の領収書
- 搭乗の証明となる書類(搭乗券の半券または搭乗証明書等)
- 等級が確認できる書類
- パスポートの写し(顔写真及び出入国の押印がされたページ)
- パッセンジャーレシート(空港使用料、燃油サーチャージ等の金額の詳細が記載されたもの)
- 移転前住所が確認できる書類の写し(住民カードや公共料金請求書等)

※外国語で記載された書類は、和訳を添付するか、和訳を直接記入してください(特に、住所、経路、料金、階級など)。

【その他】

上記に当てはまらない特別な事情等がございましたら、領収書等を保管のうえ、ご相談ください。

<本件連絡先>

昭和地区事務部総務課総括庶務係

E-mail mshomu■■■ml.gunma-u.ac.jp

※■■を@に変えて送信してください。